

参加型予算のモデル実施について

杉並区区政経営改革推進計画及び杉並区協働推進計画に基づく、杉並区民による参加型予算制度（以下「参加型予算」という。）の実施については、他自治体の事例等を参考に検討を進めてきたところであり、モデル実施について以下のとおり取り組むこととする。

1 参加型予算の定義及び実施する目的

区民が区の予算編成過程に直接参加するものであり、区民が事業の提案を行い、区民自らが事業を選択（投票）する一連の流れを「参加型予算」と定義する。

予算編成過程に区民が参画することで、区の財政を身近に感じてもらうとともに、区政に積極的に参加することを促進し、行政にはない新たな発想や考えを取り入れることでより区民ニーズに沿った事業の執行や行政課題の解決につなげることを目的とする。

2 モデル実施の概要

(1) 提案事業の募集

区が定めたテーマの用途について、区民等からの提案事業を募集する。

(2) テーマ

令和5年度のテーマは「森林環境譲与税」とする。

(3) 区民投票の実施による事業選定

提案事業がテーマの用途に沿ったものであるか確認後、事業案として区民投票を行い、上位3つ程度の事業案を選定する。

(4) 選定事業の公表及び予算案への反映

選定した事業案の公表を行うとともに、令和6年度当初予算案へ反映させる。

3 提案及び投票の要件等

(1) 提案できる者

区内に在住・在勤・通学している者または区内に活動拠点を有する法人その他の団体。年齢要件は定めず、グループによる提案や1人（団体）が複数提案をすることも可とする。

なお、実施する目的を踏まえ、杉並区職員及び区議会議員、区の職員が理事を務める区の外郭団体の職員、杉並区暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団等関係者、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に規定する禁止行為を行う者は提案できない。

(2) 提案事業の要件

原則として、以下①から③までの全ての要件を満たすものとする。

- ① 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）第 34 条第 1 項に掲げる施策（間伐等の森林整備関係、人材育成・担い手対策、木材利用・普及啓発）に該当するもの
- ② 1 事業につき 2,000 万円以内のもの
- ③ 単年度事業であるもの

なお、営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けるものや宗教活動、選挙活動又は政治活動を目的としたもの、現金給付等を目的としたものなどは提案できない。

(3) 提案の応募方法

インターネット及び郵送等により財政課で受け付ける。

(4) 投票事業の決定

受け付けた提案について提案事業の要件を確認するとともに、区での実施が可能かどうか確認し、投票事業を決定する。なお、提案事業の内容は、提案の主旨を踏まえ出来る限り実施につなげることを目的に、区が修正・変更を行うことがある。

(5) 投票方法等

投票ができるのは区内に在住している区民とする。ただし、提案できない者に該当する者は投票できない。なお、投票はインターネットを活用する方式とする。

4 その他

- ・参加型予算への理解を深め、提案につなげることを目的に、事業提案の募集期間中にワークショップを開催する。
- ・区に住民登録がある 18 歳以上の方の中から無作為抽出した 2,000 名に、参加型予算の実施に関するアンケート及びワークショップの案内を送付する。

5 今後のスケジュール(予定)

6 月 15 日	募集開始
7 月 9 日	ワークショップの開催
7 月 17 日	募集締め切り
7 月～8 月	投票事業の決定
9 月中	区民投票
11 月頃	投票結果の公表
令和 6 年 1 月	予算案の公表